

飯山市都市公園等施設

使用案内



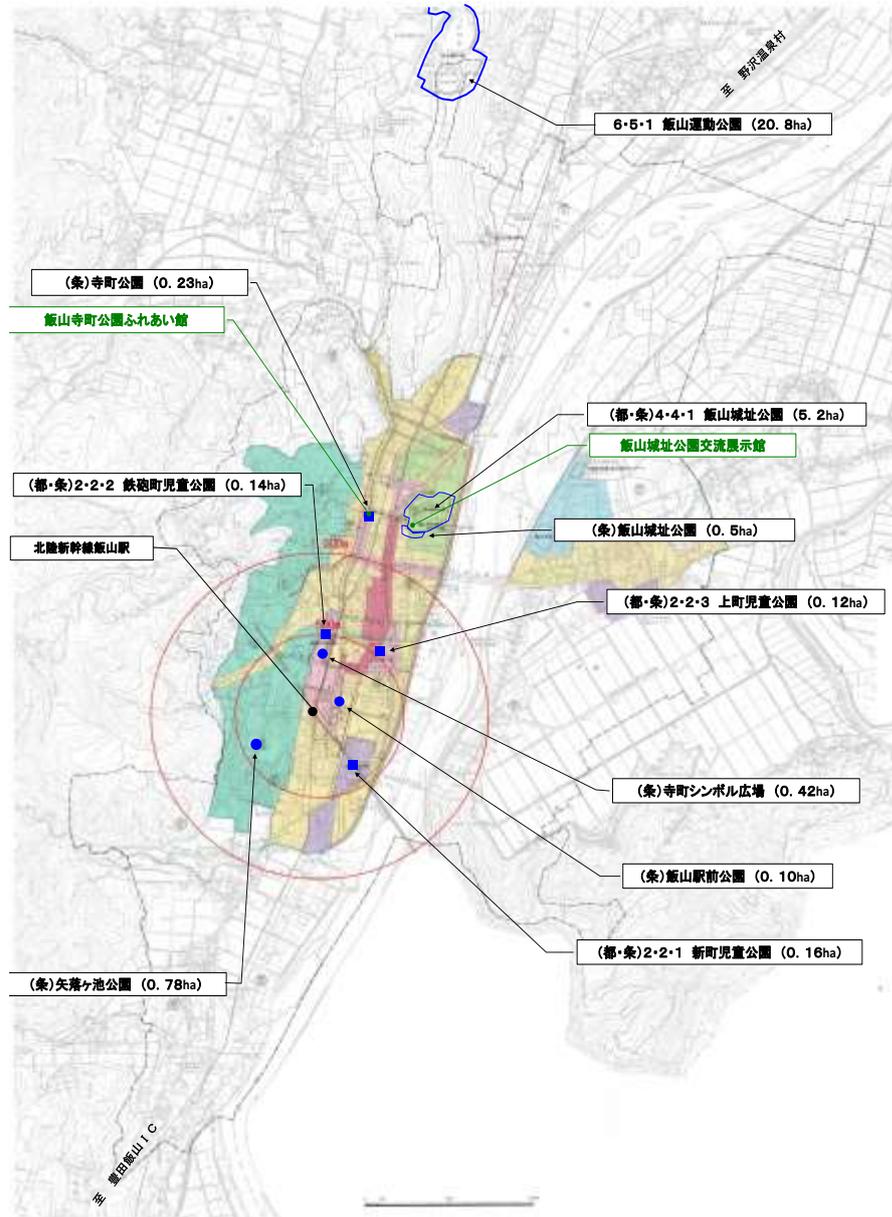
令和 6年 2月

飯山市まちづくり課

目 次

1	使用できる都市公園等の施設	1
2	施設（レンタルスペース）使用のご案内	2
3	施設（レンタルスペース）使用申請	7
4	その他（施設使用）	9
5	公園敷地使用のご案内および使用申請	10
6	その他（公園敷地使用）	16

【飯山市都市公園等施設の配置】



1 使用許可申請の提出により使用ができる都市公園等の施設

本案内の対象となる施設は次のとおりです。

施設名称	所在地	備考
【施設（レンタルスペース）関係】		
寺町公園ふれあい館	飯山市大字飯山 2941-1	「レンタルスペースてらまち」
飯山城址公園交流展示館	飯山市大字飯山 2739-3	「城 terrace」
【公園（敷地内行為）関係】		
飯山運動公園	飯山市大字旭 4722	針湖・多目的運動場は除く
新町児童公園	飯山市大字飯山 280-2	
鉄砲町児童公園	飯山市南町 24-3	
上町児童公園	飯山市南町 21-2	上町区民センターは除く
飯山城址公園	飯山市大字飯山 2752-1	
寺町シンボル広場	飯山市大字飯山 1332-3	
飯山駅前公園	飯山市大字飯山 812-23	
矢落ヶ池公園	飯山市大字飯山 515-1	
寺町公園	飯山市大字飯山 2941-1	寺まち交流館は除く



2 施設（レンタルスペース）使用のご案内

使用対象

使用対象：個人、団体（営利利用含む）
対象期間：全日
使用時間：午前9時00分から午後9時00分
使用方法：下記「使用不許可」を除く。

使用 不許可

- * 宿泊、倉庫（仮置き）としての使用
- * 騒音、強烈な臭い、煙が生じる活動 ※全館禁煙です
- * 公の秩序、善良の風俗を害するおそれがある場合
- * その他、施設の管理上、支障があると認める場合
- * 上記に掲げる他に、その使用を不相当と認める場合

禁止・ 注意事項

【禁止事項】

- * 施設を押さえるだけの予約行為は禁止します
- * ”また貸し” 行為は禁止します使用者は責任を持ってご利用ください。
- * 厨房以外のスペースでの火器の使用

【注意事項】

- * 各所、開場時間の徹底や近隣等迷惑となる行為が確認された場合等利用期間中であってもその利用を取消しする場合があります。使用者も含め周知徹底をしてください。
- * 施設使用中の貴重品等の荷物は使用者の責任において管理してください。当市は一切責任を負いませんのでご承知おきください。
- * 駐車場を含み、利用者の過失によって生じた事故等について、当市は一切責任を負いません。誘導者の配置や利用者への周知徹底など申請者ならびに主催者の十分な配慮をお願いします。
- * 施設出入口の鍵は紛失しないように保管してください。万が一紛失した場合は鍵等の交換費用をご負担いただきます。
- * 施設及び備品の汚損、破損、滅失等が生じた場合はただちにまちづくり課に届け出てください。破損等の内容によっては、損害について賠償等を求める場合があります。
- * 施設の使用にあたり備え付けの備品では不足する場合は、使用者のご負担でご用意ください。
- * 使用後はゴミ拾いなど清掃を行ってください。また、ゴミの持ち帰りを徹底してください。(状況により再度作業をお願いする場合があります。)
- * トイレ等の共有スペースとなる個所の清掃美化に努めてください。

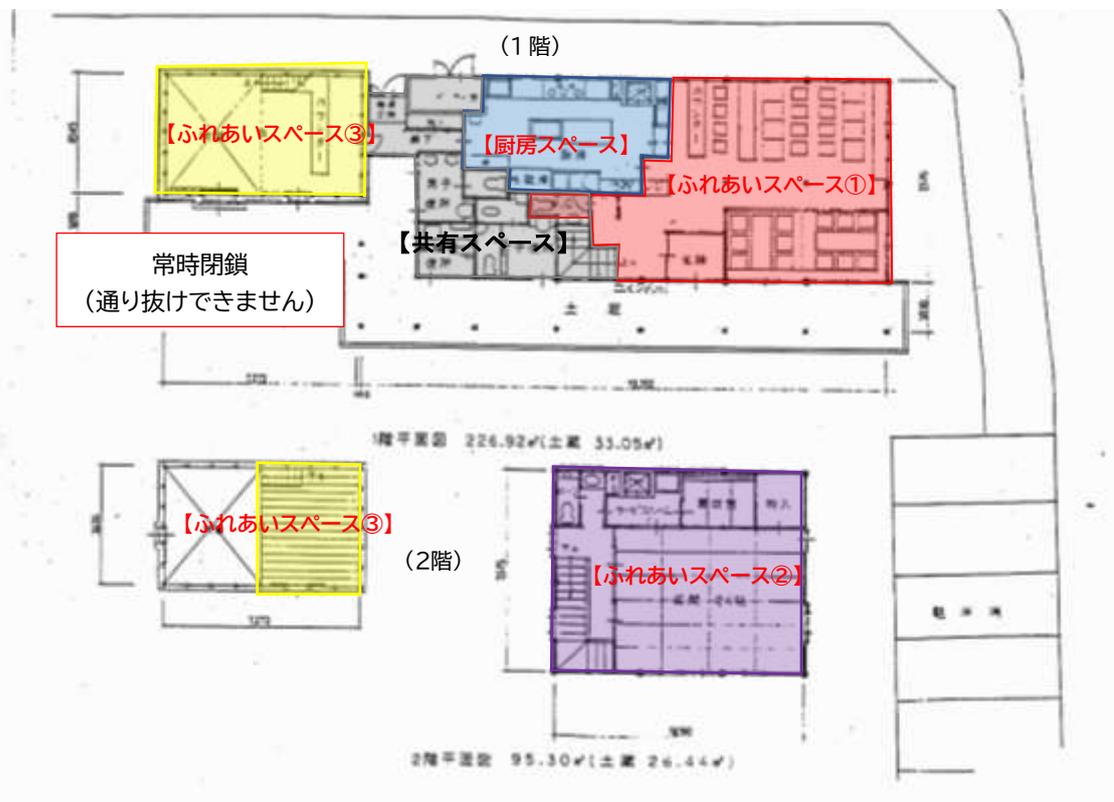
【寺町公園ふれあい館】 飯山市大字飯山 2941-1

中心市街地北側、愛宕寺町（仏壇通り）の一角に位置し、まちの拠点として寺町公園内に配置されているレンタルハウスです。

隣接されている「寺まち交流館（高橋まゆみ人形館）」との連携が図れるハウスであり、厨房を含め一括の利用など多様な活用が図れます。

通称「レンタルスペースてらまち」として市民、観光客等の交流の場、地域産業の振興や地域活性化に利活用ください。

施設の配置図



施設の内容

既存の施設を区切り、それぞれのスペースでの利用や各スペースを一括で利用できる“レンタルスペースホール”として配置します。

屋外に公園の公衆トイレ（男女別・多目的①）を配備、建物の1階と2階に男女共有トイレがあります。

- ふれあいスペース①（テーブル仕様、一部戸上りあり）約44㎡
 - ・講習会、展示会、飲食、会議などご利用いただけます。
 - ・予約が無い場合は人形館等来訪者の休憩所として開場しています。
- ふれあいスペース②（座敷仕様）約67㎡
 - ・講習会、体験会、飲食、控室などご利用いただけます。
 - ・ミニキッチンと更衣室がご利用いただけます。



■ふれあいスペース③（土蔵仕様：中2階ロフト）約47㎡

・展示会、物販、酒場などにご利用いただけます。

■厨房スペース 約48㎡

・営業用調理場、教室などにご利用いただけます。

・備え付けの調理機器を配備、食器類や調理器具備品もご利用いただけますが、詳細については、現地を確認していただき利用の計画等をしていただくことをお勧めします。

施設使用料

スペース名	日使用料	月使用料	備考
■ふれあいスペース①	850円	12,800円	
■ふれあいスペース②	940円	14,100円	
■ふれあいスペース③	910円	13,600円	
■厨房スペース	1,300円	19,500円	備品含む
■全施設一括	4,000円	60,000円	
・冷暖房機器使用	1時間200円		

※開館（利用）時間は、原則、午前9時から午後9時までとなります。

※利用連続期間は最長3カ月間となります。

※使用料は光熱水費を含んだ料金です。利用にあたっては使用量削減にご協力ください。

施設の装い



ふれあい館外観



厨房スペース



ふれあいスペース①



ふれあいスペース②



ふれあいスペース③



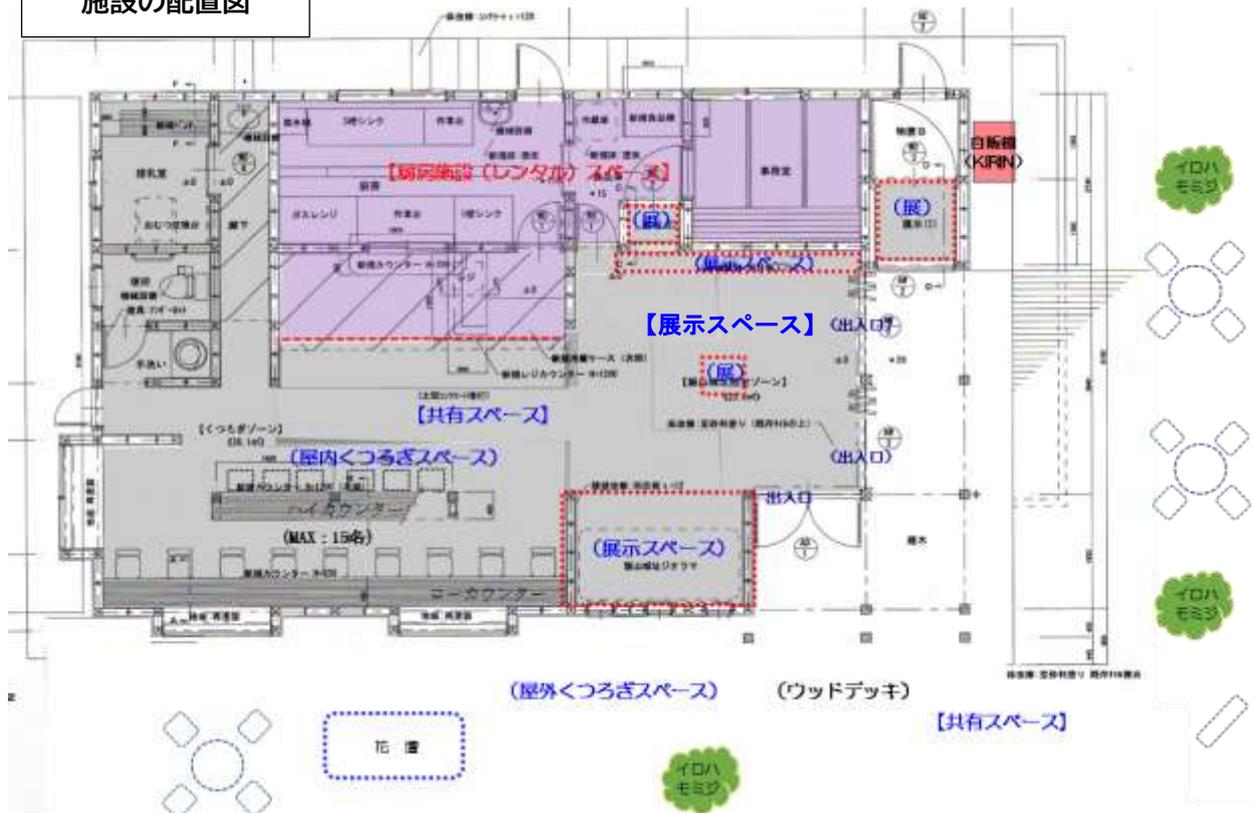
2階

【飯山城址公園交流展示館】 飯山市大字飯山 2739-3

飯山城址公園内西曲輪（にしくるわ）に位置し、来城者の休憩ならびに地域産業や観光振興を図るため、また、飯山城に関わる資料が展示されており、学習や研究に資する施設として配置されております。

展示館を兼ねておりますので原則、シーズン中（3月末～11月末）の休館日はありませんので館外のテラス席を含め、公園内でのイベント開催等に併せて利活用ください。

施設の配置図



施設の内容

厨房施設、レジカウンターと事務室（休憩室）がセットになったスペースをレンタルしております。

屋外に公園の公衆トイレ（男女別・多目的①）を配備、館内に男女共有トイレと授乳室を配置しております。

共有スペースは「フリー」となっている為、利用には制限がありますのでお問い合わせください。**※原則専用することはできません**

通称「城 terrace」（しろてらす）

■厨房施設 約34㎡

備え付けの冷蔵庫・冷凍庫・食品だな等を完備。食器類調理器具備品のレンタルはありません。

施設使用料

時間帯	日使用料	月使用料
9:00~17:00 (昼の部)	1,500円	15,000円
17:00~21:00 (夜の部)	3,500円	35,000円
9:00~21:00 (1日)	5,000円	50,000円
冷暖房機器使用	1時間200円	

※利用連続期間は最長1カ月間となります。

※上記使用料は光熱水費を含んだ料金です。利用にあたっては、使用量削減にご協力ください

施設の装い



城 terrace 外観



くつろぎスペース



厨房内観



展示エリア入口

3 施設（レンタルスペース）使用申請

仮予約の 受付

受付期間：使用希望日の2ヶ月前まで（2ヶ月前からは予約）
（例）使用希望日6月10日→4月10日より前は仮予約
受付時間：平日の午前8時30分から午後5時00分まで
受付方法：まちづくり課窓口、電話、E-mail
受付場所：飯山市役所2階 まちづくり課
電 話 0269-67-0738（直通）
0269-62-3111（市役所代表）
E-mail machi@city.iiyama.nagano.jp

- *使用希望日より2ヶ月以上前の場合は仮予約ができます。
- *使用希望日の2ヶ月前までは同日の希望を重複して受け付けます。
- *同日の希望者が複数いた場合は抽選となります。（後日連絡）
- *「使用希望日」は事前準備、片付け等を考慮した日数としてください。
- ***申込されていない日に荷物の搬入・搬出等を含む作業はできません。**

予約の 受付

受付期間：・使用希望日の2ヶ月前の同日から1週間前まで
・連続使用の予約は1日目の2ヶ月前の同日から
（例）使用希望日6月10～12日→4月10日からは受付
（予約開始日が土、日、祝祭日の場合は当該日以降の直近の平日）
受付時間：平日の午前8時30分から午後5時00分まで
受付方法：まちづくり課窓口、電話、E-mail
受付場所：飯山市役所2階 まちづくり課
電 話 0269-67-0738（直通）
0269-62-3111（市役所代表）
E-mail machi@city.iiyama.nagano.jp

- *使用希望日が空いている場合は予約が確定します（先着順）。
- *使用希望日に仮予約が入っている場合は抽選となります。ただし、使用日数、使用目的、使用頻度等により優先的に受付ける場合があります。
- *「使用希望日」は事前準備、片付け等を考慮した日数としてください。
- ***申込されていない日に荷物の搬入・搬出等を含む作業はできません。**

抽選

抽選連絡：利用予定日の2ヶ月前の同日、午後5時以降
（例）使用希望日6月10日→4月10日の午後5時以降

抽 選 日：抽選連絡の翌日、午後1時30分から

抽選場所：飯山市まちづくり課 飯山市役所2階

参 加 者：仮予約および予約の申込者、申込者の代理人

- *抽選に参加できない場合は、まちづくり課の職員が代理で参加します。
- *抽選の連絡時に連絡がつかない場合は、まちづくり課の職員が代理で参加します。
- *抽選に代理人等が参加した場合、抽選結果は申込者にご連絡致します。

3 施設（レンタルスペース）使用申請

使用許可 申請

申請期間：予約が確定した日から1週間以内（土日、祝祭日を除く）

入手方法：まちづくり課窓口、飯山市まちづくり課まち並整備係 HP
(<http://www.city.iiyama.nagano.jp>)

申請方法：まちづくり課窓口へ持参、郵送、E-mail

提出書類：使用許可申請書、その他添付書類、使用料減免申請書

提出先：飯山市役所まちづくり課まち並整備係

〒388-2292 飯山市大字飯山1, 110番地1

電話 0269-67-0738（直通）

0269-62-3111（市役所代表）

E-mail machi@city.iiyama.nagano.jp

*予約が確定した日から1週間以内に「使用許可申請書」の提出がない場合は、予約が取り消しとなります。

*その他添付書類はレンタルスペース使用時の状況、内容が分かる資料をご提出ください。（例）チラシ、イメージ図、写真等

*使用料減免対象となる場合は「使用料減免申請書」をご提出ください。

使用料の 減 免

下記に該当する場合は使用料の減免対象となります。許可申請書と併せ「減免申請書」をご提出ください。

- ・国、長野県、市（教育委員会を含む。以下同じ。）又は市が構成員である団体が使用するとき
- ・市が共催するとき
- ・市内の保育園、幼稚園、小中学校又は高等学校等が学習のために使用するとき
- ・市内の社会福祉に関する団体が福祉事業（別に給付を受ける事業又は収益を得る事業の場合を除く。）のために使用するとき
- ・上記のうち、市外の使用者、団体が使用するときは50%

連続使用

同一の使用目的で連続的に使用（予約）できるのは次のとおりです。

- ・寺町公園ふれあい館 = 最長3ヶ月
- ・飯山城址公園交流展示館 = 最長1ヶ月

使用料の お支払い

許可申請書のご提出を受け内容を確認後、まちづくり課より「使用許可書」を交付します。使用許可書は施設使用期間が終了するまで保管ください。なお、使用料については施設の鍵をお渡しする時に納付書を交付しますので、指定の日（発行から1ヶ月間）までに指定の金融機関にて納付してください。請求書での手続きをご要望の方はご相談ください。

3 施設（レンタルスペース）使用申請

予約の 取消し

予約または許可書発行後、使用しない場合が生じた場合は速やかにご連絡ください。なお、使用料の還付については次のとおりです。

- ・災害その他使用者の責に帰さない理由で使用ができなくなった場合は使用料の全額
- ・使用日の7日前の日までに辞退の申し出があった場合は使用料の20%に相当する額
- ・市長が特に必要があると認める場合は必要と認める額

お申込み の優先

以下の利用では2ヶ月以上前に優先的に申し込みを受け付ける場合があります。ご利用が該当すると思われる方は、お問合せください。

- ・国、地方公共団体等官公署の利用
- ・まちづくり、文化学習、観光、経済等の観点で相当の公益性がある利用

事前打合 わせ等

利用にあたっては必要に応じて事前の打合せをお願いする場合がございます。特に施設（備品）利用時においては、必ず事前の打ち合わせを行ってください。

（スケジュール関係、利用形態、広報、禁止・依頼事項の確認 等）

4 その他（施設使用）

広 報 宣 伝

利用にあたり集客等を求めるためのポスターやチラシの配布、メディアでの宣伝等を行う場合は、その内容について事前にお知らせいただくとともに利用会場の名称を必ず記載してください。

非常時の 対 応

使用者（主催者）は事前に施設の避難経路等の確認を行うとともに、使用中に火災や震災等の非常事態が発生した場合は施設の使用を中止し、利用者の避難等に努め、利用者の安全を確保するための措置を講じてください。

また、地震注意情報や警戒宣言、蔓延防止対策等の発令により必要に応じて施設の使用を中止する場合がありますのでご了承ください。その場合、施設使用料は還付しますが、その他の補償は一切行いませんので併せてご了承ください。

各種申請 手続き

施設使用に際し、飲食店営業許可などの諸申請（許可）が必要な場合には、使用者にて手続きを行ってください。その際、必要となる書類があればまちづくり課でご用意しますので問い合せください。なお、寺町公園ふれあい館においては、防火管理者の選任（届出）済みですので必要ありません。

5 公園敷地使用のご案内および使用申請

公園敷地 使用

公園（敷地）内にて、下記の行為で全部または一部を使用する場合は公園内行為許可申請書を提出してください。

- ・ 物品の販売、募金その他これらに関わるもの
- ・ 業として写真または映画等の撮影
- ・ 興業
- ・ 競技会、展示会、集会等
- ・ その他、市長が必要と認める行為

使用 不許可

下記に該当する場合（行為含む）は使用を許可しないことがあります。また、当該行為が確認された場合は、次回以降の使用許可申請をお断りすることがあります。

- ・ 公園を損傷し、または汚損した場合
- ・ 竹木、植物の採取ならびに鳥獣類の捕獲や殺傷した場合
- ・ 土地の形質変更
- ・ 広告等の掲示
- ・ 立ち入り禁止区域等への立ち入り（乗車含む）
- ・ 火をもてあそぶ行為
- ・ その他公園の管理に支障のある行為
- ・ 立ち入り禁止区域等への立ち入り（乗車含む）
- ・ 火をもてあそぶ行為
- ・ その他公園の管理に支障のある行為

禁止・ 注意事項

【禁止事項】

- * 施設を押さえるだけの予約行為は禁止します
- * ”また貸し”行為は禁止します使用者は責任を持ってご利用ください。

【注意事項】

- * 近隣等迷惑となる行為が確認された場合等利用期間中であっても使用を取消しする場合があります。使用者も含め周知徹底をしてください。
- * 貴重品等の荷物は使用者の責任において管理してください。当市は一切責任を負いませんのでご承知おきください。
- * 駐車場を含み、利用者の過失によって生じた事故等について、当市は一切責任を負いません。誘導者の配置や利用者への周知徹底など申請者ならびに主催者の十分な配慮をお願いします。
- * 施設及び備品の汚損、破損、滅失等が生じた場合はただちにまちづくり課に届け出てください。破損等の内容によっては、損害について賠償等を求める場合があります。
- * 使用後はゴミ拾いなど清掃を行ってください。また、ゴミの持ち帰りを徹底してください。（状況により再度作業をお願いする場合があります）
- * トイレ等の共有スペースとなる個所の清掃美化に努めてください。

5 公園敷地使用のご案内および使用申請

施設 使用料

公園の利用（使用）にあたっては使用料が発生します。

下記に基づき収めてください。なお、使用の内容によっては、減免措置がありますのでご相談ください。

物品の販売、募金その他これらに関わるもので使用	1カ所につき	510円/日
業として写真または映画等の撮影に使用	1件につき	310円/月
興業（料金徴収）で使用	1カ所につき	1,100円/日
競技会、展示会、集会等で使用	1カ所につき	760円/日
その他、市長が必要と認める行為の場合	その都度市長が定める額	

使用料の 減 免

下記に該当する場合は使用料の減免対象となります。許可申請書と併せ「減免申請書」をご提出ください。

【公園（敷地内）使用】

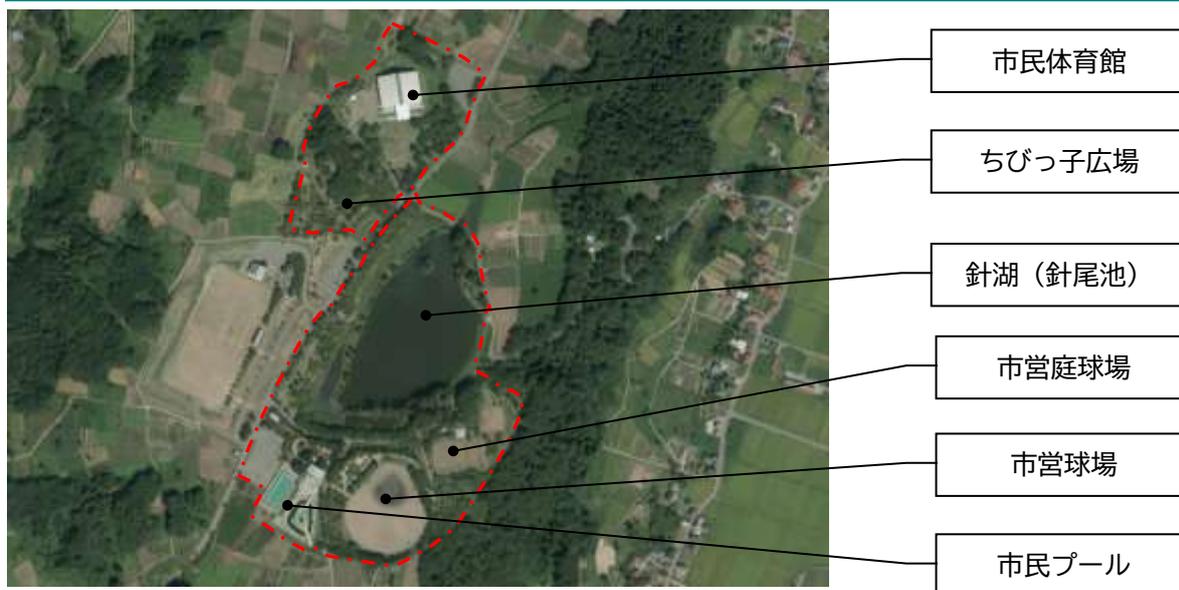
- ・市職員等の使用する者のための厚生を目的として使用するとき
- ・地方公共団体または公共的団体が公用または公益上使用するとき
- ・公園の維持及び保存等の費用を全部または一部を負担しているとき
- ・市長が公益上特に必要があると認めるとき

事前打合 わせ等

利用にあたっては必要に応じて事前の打合せをお願いする場合がございます。特に施設（備品）利用時においては、必ず事前の打ち合わせを行ってください。

（スケジュール関係、利用形態、広報、禁止・依頼事項の確認 等）

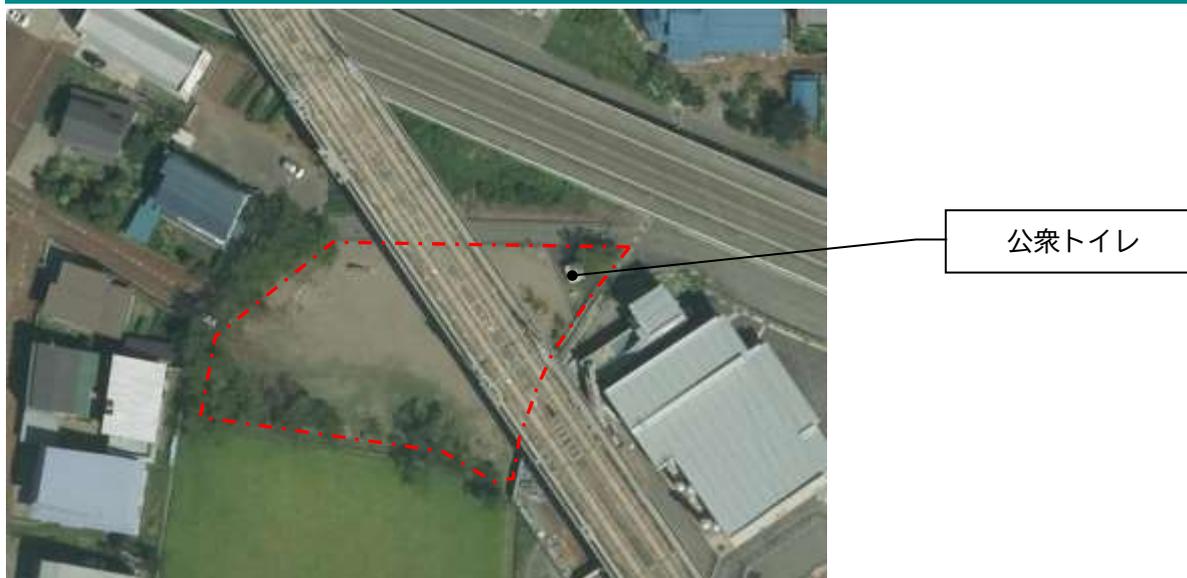
【飯山運動公園】 飯山市大字旭4722



[概要]

- 計画決定面積 20.80ha ■供用開始面積 20.22ha
- 市民体育館、市民プール、市営球場、市営庭球場の施設を配置する（管理使用許可は別）運動公園となっています。中央には「針湖」があり土地改良区等で管理を行っています。
- ちびっ子広場を配置し、遊具を備え付け、園内をジョギングや散歩コースとして利用されている方が多く見られ、春には満開となる一円の桜（記念の森）が見事な修景を成しています。

【新町児童公園】 飯山市大字飯山280-2



[概要]

- 計画決定面積 0.16ha ■供用開始面積 0.16ha
- 中央に北陸新幹線が高架しており、園内には、遊具を備え付け、公衆トイレを配置している児童公園です。
- 地元「新町区」にて維持管理を行っていただいております、春には桜が満開になるなど区民等に愛されている公園となっています。

【鉄砲町児童公園】 飯山市南町 24-3



[概要]

- 計画決定面積 0.14ha ■供用開始面積 0.09ha
- JR 東日本から貸借している SL を配置、遊具を備え付ける児童公園となっています。
- 地元「鉄砲町区」にて維持管理を行っていただいております、近所の高齢者施設利用者や保育園園児にも利用されている公園です。

【上町児童公園】 飯山市南町 21-2



[概要]

- 計画決定面積 0.12ha ■供用開始面積 0.12ha
- 園内に上町区民センターを配置しています。
- 地元「上町区」にて維持管理を行っていただいております、災害時の一時避難所の役割を持つ児童公園となっています。
- 公園全体を区民により芝生化し、春には桜の満開時に区民まつりが開催されています。

【飯山城址公園】 飯山市大字飯山 2752-1



[概要]

- 計画決定面積 5.2ha ■供用開始面積 5.71ha (条例公園含む)
- 園内に市営の弓道場、武道館が配置されており、本丸を中心に県史跡に指定されている地区公園です。
- 4月から5月にかけて「桜まつり」が催されるなどイベント広場として活用がされています。
- 西曲輪を中心に園内では Free Wi-Fi がご利用になれます。
- 最小限の遊具の配置と投げ所として「交流展示館」を配置しています。
(飯山城址公園交流展示館については、別頁掲載)

【寺町シンボル広場】 飯山市大字飯山 1332-3



[概要]

- 供用開始面積 0.42ha (条例公園)
- 飯山駅から市街地へ誘う条例公園に位置付けられ園内には、所管外の観光案内所、鐘楼、公衆トイレならびに仁王門を配置し、修景にも配慮した公園となっています。

【飯山駅前公園】 飯山市大字飯山 812-23



[概要]

- 供用開始面積 0.10ha（条例公園）
- 飯山駅千曲川口（東口）前に位置し、駅からの景観骨格軸として配置されている条例公園です。
- 園内には木製の遊具、ベンチを配置し、ひと時の休憩やイベント広場として活用がされています。

【矢落ヶ池公園】 飯山市大字飯山 515-1



四阿

せせらぎ

[概要]

- 供用開始面積 0.78ha（条例公園）
- 飯山駅西側住宅地内に配置されている条例公園です。
- 園内にせせらぎを設け、全面的に芝生を張り、工作物は四阿、公衆トイレのみとなりイベント広場として配置されています。
- 地元にて「管理運営委員会」が設立され、維持管理等を行っていただいています。

【寺町公園】 飯山市大字飯山 2941-1



【概要】

- 供用開始面積 0.23ha（条例公園）（寺町公園ふれあい館は、別頁掲載）
- 中心市街地における「まちの拠点」として“愛宕寺町界限”や“広小路界限”などを結ぶ位置にある条例公園となっています。
- 園内では Free Wi-Fi がご利用になれます。
- 園内には「寺まち交流館（高橋まゆみ人形館）」や「寺町公園ふれあい館」が配置されており、寺まち交流館を中心としたイベント広場としても活用がされています。

6 その他（公園敷地使用）

広 報 宣 伝

集客等を求めるためのポスターやチラシの配布、メディアでの宣伝等を行う場合は、その内容について事前にお知らせいただくとともに利用会場の名称を必ず記載してください。

非常時の 対 応

使用者（主催者）は使用中に火災や震災等の非常事態が発生した場合は利用者の避難等に努め、利用者の安全を確保するための措置を講じてください。

また、地震注意情報や警戒宣言、蔓延防止対策等の発令により必要に応じて敷地の使用中止する場合がありますのでご了承ください。その場合、使用料を除くその他の補償は一切行いませんので併せてご了承ください。

【引用関係法令】

- 飯山城址公園交流展示館条例
- 飯山城址公園交流展示館管理規則
- 飯山市寺町公園ふれあい館条例
- 飯山市寺町公園ふれあい館管理規則
- 飯山市都市公園条例
- 飯山市都市公園条例施行規則